

富山県高等学校体育連盟会計に関する規定

(平成 17 年 4.21 一部改正)

(平成 18 年 4.20 一部改正)

(平成 21 年 1.27 一部改正)

(平成 28 年 1.26 一部改正)

第 1 条 負担金は毎年 5 月 1 日の在籍数により、次の通り納入するものとする。

第 1 号 各加盟校は、毎年 5 月 1 日の在籍数により、5 月末日までに、次の通り一括納入するものとする。

課 程	金額 (生徒 1 名年額)
全 日 制	9 0 0 円
定 通 制	4 0 0 円
高等専門学校	
特別支援学校	1 0 0 円

第 2 号 会計は 9 月末日現在の納入一覧表を各学校に提示するものとする

第 2 条 旅費は本連盟の役員に限り、これを支給する。

支給に関する規定は、次の通りとする。

第 1 号 通常の場合、富山県職員等の旅費に関する条例に準じて支給する。但し、宿泊費が指定された場合は、指定額とする。

第 2 号 全国高体連、北信越高体連専門部会に出席する場合は、会長の決定した部に対して、これを支給する。

第 3 条 次の大会（公開競技を含む）に参加する選手、監督に対して旅費を支給する。

第 1 号 その大会は次のとおりとする。

1. 全国高等学校総合体育大会
2. 全国高等学校定時制通信制体育大会
3. 北信越高等学校体育大会
4. 北信越高等学校定時制・通信制総合体育大会
5. 特別支援学校全国大会及びブロック大会

第 2 号 第 1 号の大会を開催しない競技・種目については、富山県高等学校体育連盟 全国・ブロック大会に準ずる大会で、高体連が主催・共催する大会に旅費を支給する。